

北九州港港湾区域(水域)の変更について

1 概要

(1) 新門司沖地区

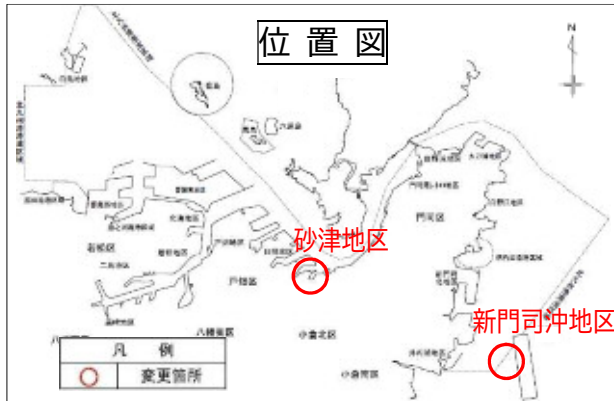
新門司沖地区の北九州空港の西側には、国が所有する船舶の接岸が可能な護岸があり、現在は同護岸を一時的に利用し、航空機と船舶を組み合わせたシーアンドエア輸送が行われている。

令和3年11月には特殊大型貨物機により輸送された人工衛星が同護岸から鹿児島県の種子島へ海上輸送されるなど、今後の利用拡大が期待されている。

同護岸をシーアンドエア輸送等で継続的に利用する岸壁とするためには、その前面水域を岸壁と一体の港湾として管理運営する必要があることから、北九州港の港湾区域の変更(拡張)を行うものである。

(2) 砂津地区

砂津地区では、国道199号の交通渋滞の緩和などを目的に、現在の港湾区域の境界である砂津大橋の下流側に新砂津大橋が整備されている。新砂津大橋の上流側は、今後も港湾としての利用がないことから、港湾区域を変更(縮小)するものである。



【変更内容】

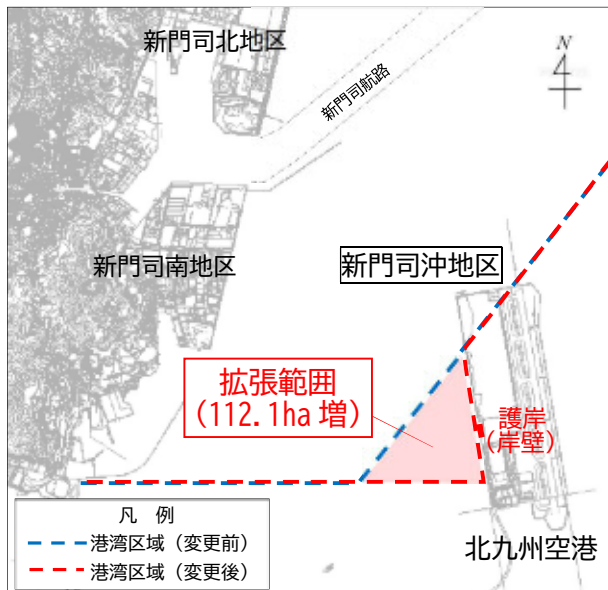
・北九州港港湾区域の面積

変更前：17,638.4ha

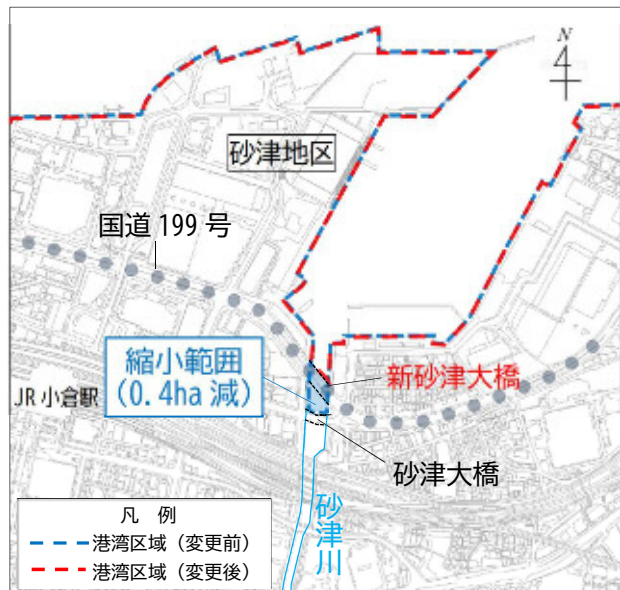
変更後：17,750.1ha

増減：111.7ha増加

①港湾区域図(新門司沖地区)



②港湾区域図(砂津地区)



2 今後の手続き

- ・国土交通大臣へ同意申請(市)
- ・運輸審議会へ諮問(国)
- ・国土交通大臣の同意(国)
- ・港湾区域の公告(市)